

芳賀・宇都宮LRT事業について

令和7年5月9日

建設部 LRT整備課
総合政策部 交通政策課
都市整備部 都市計画課, NCC推進課, 市街地整備課

1 公共交通ネットワークと交通結節点に係る検討状況について

- (1) 公共交通ネットワークの構築について
- (2) バス路線の再編について
- (3) 交通結節点について

2 「軌道運送高度化実施計画」の策定に向けた取組について

- (1) 「軌道運送高度化実施計画」について
- (2) 需要予測の速報値と概算事業費の試算値について
- (3) 整備効果について
- (4) 今後の取組について



1 公共交通ネットワークと交通結節点 に係る検討状況について

1(1) 公共交通ネットワークの構築について

令和7年2月に公表した、JR宇都宮駅西側のライトライン導入後における導入空間の整備方針などをもとに、各種検討や関係機関との協議を進めるとともに、バス路線の再編の検討を行うなど、公共交通ネットワークの構築に向けた取組を進めてきた。

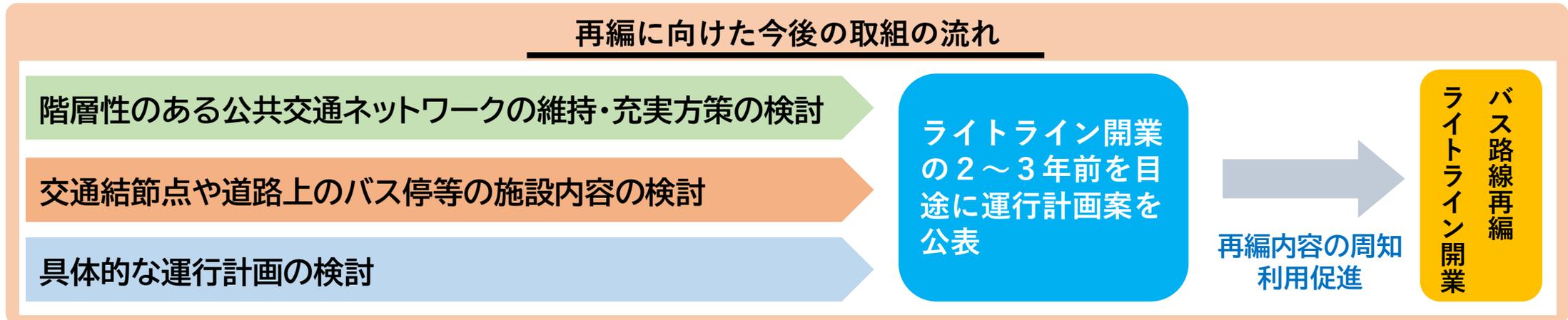
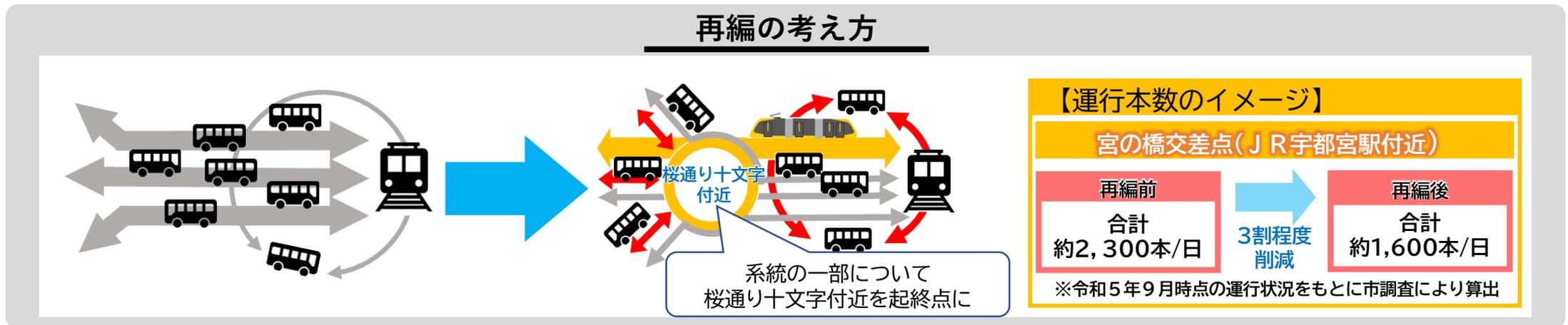
- ・ ライトラインの駅西側延伸については、軌道や道路の線形・道路幅員等の検討を進めるとともに、現時点における需要予測の検討状況を踏まえ、停留場のホーム延長や運行頻度等に応じた車両編成数、車両留置の施設規模について検討を進めている。
- ・ また、バス路線の再編の具体化に向け、バスネットワークやバス停位置などの検討を進めるとともに、JR宇都宮駅西口周辺地区や東武宇都宮駅付近などの交通結節点について継続的に検討を進めており、その中でパーク&ライド駐車場の設置位置などについても検討を進めている。

図 路線計画と停留場位置



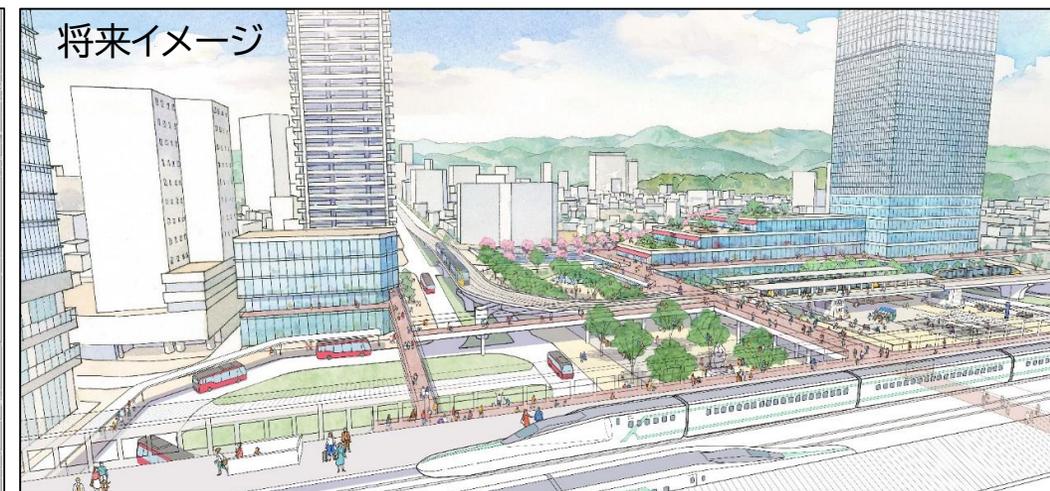
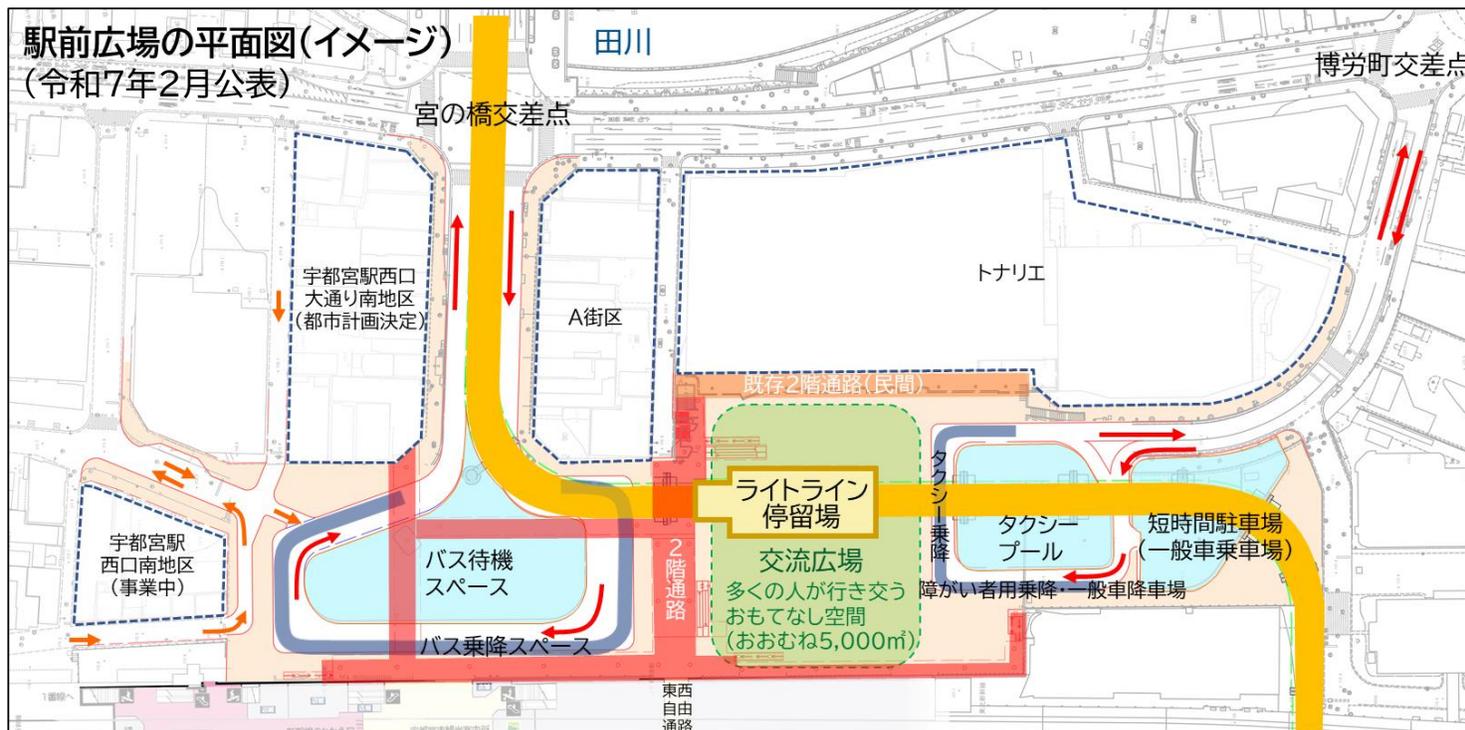
1(2) バス路線の再編について

- 桜通り十文字を経由する系統の一部について、桜通り十文字付近を起終点とすることなどにより、大通りを運行するバス路線を**3割程度削減**し、その分の車両や運転手を**幹線バスや循環バスに振り分け**、市内全域の公共交通ネットワークの充実を図る。
- 引き続き、公共交通ネットワークの維持・充実方策やバス停等の施設などについてバス事業者と協議を進め、**ライトライン開業の2～3年前を目途に運行計画案を公表**し、その後、再編内容の周知や利用促進に取り組む。



県都の玄関口にふさわしい全国に誇れる駅前空間の形成に向け、周辺の民間街区と一体となりながら、人とライオン、バスなどが共存した**人中心のウォークラブルな駅前空間**の整備に取り組む。

- まちづくりに携わる関係者と意見交換を行いながら、官民一体となったまちづくりを進めていくための「将来像」や「整備の考え方」などを取りまとめた「**JR宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画**」の**年内の策定**に取り組んでいく。
- 計画の推進に向け、平面図(イメージ)をもとに、交通事業者や有識者など関係者と意見交換を行いながら基本設計を進め、**歩行者動線(2階通路を含む)や、バス・タクシー・一般車空間の配置や規模等を決定**していく。また、駅前における過度な自動車の流入抑制につながるよう、民間街区における、まちなかにアクセスしやすい集約駐車場の整備や、民間施設へのアクセス動線なども検討していく。



※ 平面図(イメージ)は、これまでの「JR宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画策定懇談会」などにおける議論を踏まえた、2030年(LRT開業時)における駅前広場の施設配置の「たたき台」として作成したものであり、本計画策定後「たたき台」を活用しながら関係者と意見交換を更に重ね基本設計を進めていく。

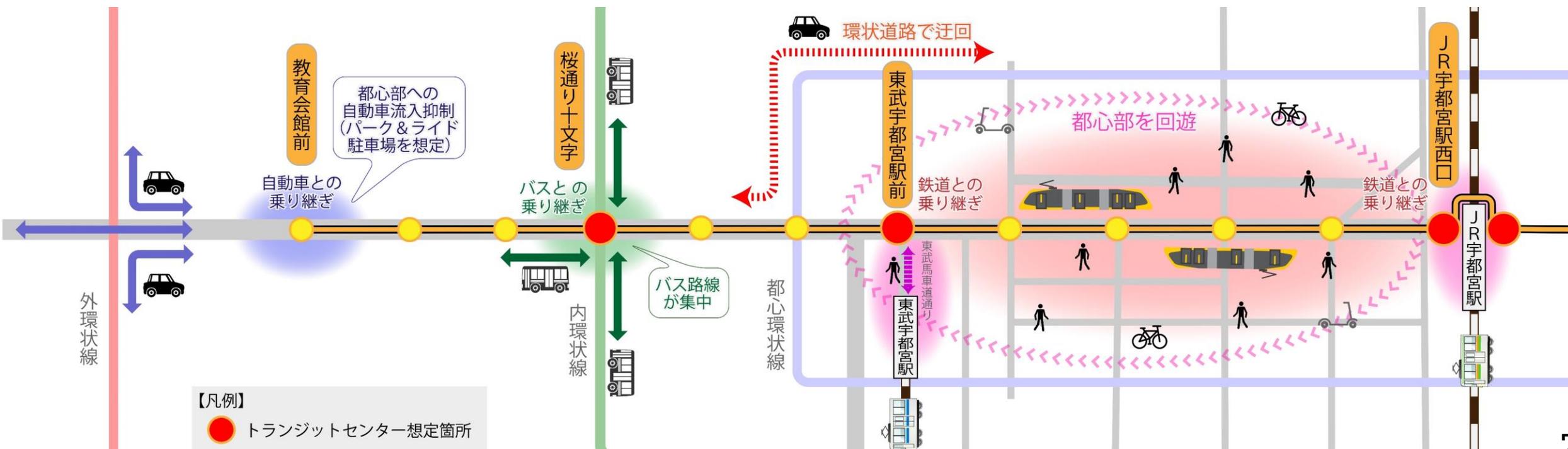
① 東武宇都宮駅付近

東武宇都宮線とライトラインとの乗継利便性の向上を図るため、「東武馬車道通り」において、令和4年度の社会実験で具現化した道路空間を基本に、地元関係者との**将来の道路空間に関する意見交換**や、交通規制の影響評価に係る**交通流動調査**、**荷さばき事業者へのヒアリング**を実施している。

② 桜通り十文字付近

バスとライトラインとの乗継利便性の向上を図るため、桜通り十文字付近における将来の面的まちづくりの検討を進めるとともに、**開業時におけるバスの運行ルートや乗継利便性の確保**に向けた整備内容を具体化していく。また、自動車の流入抑制が期待できる**教育会館前停留場付近にパーク&ライド駐車場の設置**を検討していく。

図 ライトラインとの乗継ぎのイメージ





2 「軌道運送高度化実施計画」の策定 に向けた取組について

- 「軌道運送高度化実施計画」は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、**国の認定**を受けることにより、**「軌道法」の特許**を受けたものとみなされ、これにより、**上下分離方式**による営業形態が可能となる。
- 「軌道運送高度化実施計画」の国への申請に当たっては、**需要予測**や**収支計画**等の算出を行い、**建設費概算書**や**収支概算書**などを作成する必要がある。

「軌道運送高度化実施計画」の主な記載事項

- 事業の実施区域 (**区間**)
- 事業の内容 (**停留場数**, **車両数**, **留置施設**など)
- 事業の実施予定期間 (**事業開始予定年月**, **運輸開始予定年月**)
- 事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 (**概算工事費**)
- 事業の効果
- 【添付資料】起業目論見書(※)や線路予測図, **建設費概算書**, **収支概算書**など

※ 事業目的(旅客運送等), 線路の起終点, 併用軌道の始終点, 軌道を敷設する道路の延長, 一般幅員, 計画幅員, 線路の延長, 単線・複線の別, 軌間, 車両の最大幅員, 動力などを記載

① 需要予測の速報値

需要予測については、近年の公共交通の移動需要やライトラインの利用傾向を反映し、**東西合わせた利用者数**を算出しているところであり、現時点において、平日1日当たり**3万2,000人程度**が見込まれている。

【需要予測の主な前提条件】

項目		条件
居住人口	総人口	国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計（令和5年12月）を採用
LRTサービス	運行頻度	・ピーク時：6分間隔 ・オフピーク時：10分間隔
	最高速度	[平面区間] 40km/h [高架区間] 40km/h
LRT端末	駅西側バス再編	・バス路線の一部について桜通り十文字付近を起終点（3割程度削減） ・乗継割引あり（100円引き）

② 概算事業費の試算値

概算事業費については、導入空間や施設計画の具体化に伴い試算したところであり、**物価の高騰**（労務資材単価 約1.25倍、車両単価 約2倍）、道路交通の円滑化のための道路幅の確保や効率的な運行のための車両の留置に必要な**用地取得**、運行サービス充実のための**車両編成数の増**（5編成→11編成程度）などを考慮すると、現時点において**700億円程度**（税抜き）が見込まれている。

- ・ 駅東側では、**外出率の増加**をはじめとする「ライフスタイルの充実」や、**沿線人口の増加**等の「地域の活性化」などの効果が発現しており、**駅西側においても同様の整備効果**が予測される。
- ・ また、**清原工業団地**では、公表されているものだけでも、ライトライン開業前後で**1,100億円を超える民間投資**が行われており、**駅西側のライトライン沿線**においても、すでに、市街地再開発事業の進展や多くの高層マンションの新設など、**民間投資が活発化**してきている。

駅東側の市民生活や沿線地域への効果

ライフスタイルの充実

	開業前	R6	増減
・ 外出率の増加	75.7%	82.2%	+約 7pt
・ 交流機会の増加	28.9%	38.7%	+約 10pt
・ 歩数の増加	5,155歩	5,480歩	+325歩

沿線地域の活性化

- ・ 沿線人口の増加 +約**5,600**人(H24⇒R6)
- ・ 沿線の転入超過 +約**1,900**人(R3.6月-R6.9月)
- ・ 沿線地価の上昇 (H24⇒R7) [住宅地] 約**14%**上昇
[商業地] 約**9%**上昇

民間投資の状況

駅東側 (清原工業団地)

	会社名
清原工業団地	カルビー(株) R&Dセンター
	キヤノン(株) 宇都宮光学機器事業所
	中外製薬(株) 宇都宮工場
	東洋紡(株) 宇都宮工場
	エム・イー・エム・シー(株) 本社・宇都宮工場

民間投資額
1,100億円 + α

駅西側の動き (ライトライン沿線)

- ・ 市街地再開発事業(JR宇都宮駅西口南地区・大通り南地区)
- ・ 高層マンションの新設(4件)
- ・ ホテルの新設(「中村第一ビル」の建替え)や改修(2件)
- ・ パルコ跡へのゼビオ(株)本社の移転 など

- 需要予測については、芳賀町や軌道運送事業者である宇都宮ライトレール(株)と連携して運行計画や収支計画をとりまとめるとともに、今回お示しした速報値の精度向上を図っていく。
- 概算事業費については、引き続き、関係機関と協議を行いながら道路幅員等の導入空間をとりまとめるとともに、需要予測や運行計画などの検討を深めながら施設計画や車両編成数を具体化し、今回お示しした試算値の精査を進めていく。
- スケジュールについては、用地取得の交渉期間、軌道等の工事期間などを考慮しながら工程計画の精査を進め、具体的なスケジュールを明らかにしていく。
- 「軌道運送高度化実施計画」を令和7年内に策定する予定であり、上記内容の検討結果について、夏頃を目途に改めてお示しする。

※国道・県道部における都市計画手続きについて

⇒駅東側と同様に、都市再生特別措置法に基づき、県から都市計画の決定等に係る権限の移譲を受けて進めていく。